

事業主のみなさんへ
季節労働者を通年雇用化するための

厚生労働省
委託事業

雇用助成金・ 支援事業の紹介

令和7年度版

北海道には、積雪寒冷で厳しい気候条件のため、冬期の産業活動に著しい制約を受けて季節的に循環雇用を繰り返す季節労働者が約3万6千人います。

このうち名寄地区には、建設業やその関連産業を中心に416人（令和5年）が季節労働者として働いています。

このように、依然として多くの方々が冬期間の離職を余儀なくされており、季節労働者の通年雇用への促進は地域の重要な課題です。

このため、名寄市、下川町、美深町、音威子府村、中川町の自治体や経済団体・労働団体などが一体となって、季節労働者の通年雇用化に取り組んでいます。

名寄地区通年雇用促進協議会

名寄市

下川町

美深町

音威子府村

中川町

〒096-8686 名寄市大通南1丁目
名寄市役所名寄庁舎3階
経済部産業振興室産業振興課内
TEL：01654-3-1031



ハローワーク雇用助成金のご案内

1 通年雇用助成金

冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業所に対して助成するもので、季節労働者の通年雇用化を促進することを目的としています。

【事業内容】 季節労働者が様々な就業形態により対象期間中（12月16日から翌年3月15日まで）継続して雇用し、それ以降においては少なくとも翌年度の12月15日まで継続して雇用することが見込まれる場合、助成金を支給する。

【助成基準】 厚生労働大臣が指定する11業種に属する雇用保険適用事業所であること。

【支給対象】 1回目 対象期間中の支払い賃金額の3分の2（限度額71万円）

2回目 対象期間中の支払い賃金額の2分の1（限度額54万円）

3回目 2回目と同じ

2 トライアル雇用助成金

一般トライアルコース

職業経験、技能、知識の不足等から就職が困難な求職者を原則3カ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

【事業内容】 試行的な雇用（トライアル雇用）を経ることが適当であると公共職業安定所が認める対象労働者（季節労働者等）を公共職業安定所の紹介によりトライアル雇用で雇い入れる場合、助成金を支給する。

【助成基準】 公共職業安定所からの紹介を受けるより前にトライアル雇用求人を提出していること。

※これ以外にも一定の要件がありますので、詳しくは取扱機関までお問合せください。

【支給内容】 試行雇用労働者1人につき月額4万円（最長3カ月）なお、雇用期間が1カ月に満たない月がある場合は労働日数に応じた額。

若年・女性建設労働者トライアルコース

中小建設事業主が若年者（35歳未満）または女性を建設技能労働者等として、一定期間試行雇用しトライアル雇用助成金の支給を受けた場合に受給できます。

【助成基準】 ・「建設の事業」としての雇用保険料率の適用がされている事業主であること。
・トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコースを除く）の支給決定を受ける者であること。
・雇用管理責任者を選任していること。

【支給内容】 対象者1人あたり、月額最大4万円（最長3カ月間）

・トライアル雇用の開始日時点で35歳未満の者、または女性

・主として建設工事現場での現場作業（左官、大工、鉄筋工、配管工など）に従事する者、または施工管理に従事する者（設計、測量、経理、営業などに従事する者は対象となりません）

3 通年雇用助成金（新分野進出助成）

【事業内容】 季節労働者を通年雇用するために新分野（指定業種外）に進出する場合、助成金を支給する。

【助成基準】 厚生労働大臣が指定する11業種に属する雇用保険適用事業所であること。

【支給内容】 事業所の設置等に要した経費の10分の1（継続3回まで）（限度額500万円）

※これ以外にも一定の要件がありますので、詳しくは取扱機関までお問合せください。

【取扱機関】 名寄公共職業安定所（ハローワークなよろ）TEL 01654-2-4326 へお問合せください

市町村の雇用に係る支援施策のご案内

人材確保・育成への支援施策



■ 名 寄 市 ■

名寄で人づくり事業

事業内容	事業所が負担している従業員の資格に必要な研修・教育機関での受講等に要する経費を補助する
補助基準	補助率 50/100 以内 限度額 1人につき 12万円
取扱機関	経済部産業振興課
補助対象者	市税完納者で、主たる事務所または事業所を名寄市内に有する中小企業者等で北海道信用保証協会が定める信用保証対象業種 ただし、病院・一般診療所、歯科診療所、テナントを含む大規模小売店舗、チェーン店は対象外

プロフェッショナル人材確保支援事業

事業内容	高度な専門性を持ち、企業の成長戦略を具現化するための人材を新たに雇用する企業に対して補助する
補助基準	補助額 年収 500 万円以上の新規雇用に対して 80 万円 同一事業所につき 1 人限り 1 年以上雇用すること
取扱機関	経済部産業振興課
補助対象者	市税完納者で、主たる事務所または事業所を名寄市内に有する中小企業者等で北海道信用保証協会が定める信用保証対象業種 ただし、病院・一般診療所、歯科診療所、テナントを含む大規模小売店舗、チェーン店は対象外

就職促進支援事業

事業内容	中小企業・経済団体・企業団体が企画・負担する就職促進に係る旅費・パンフレット作成、求人サイト掲載等に要する経費を補助する
補助基準	補助率 50/100 限度額 1 事業所につき年間 30 万円
取扱機関	経済部産業振興課
補助対象者	市税完納者で、主たる事務所または事業所を名寄市内に有する中小企業者等で北海道信用保証協会が定める信用保証対象業種 ただし、病院・一般診療所、歯科診療所、テナントを含む大規模小売店舗、チェーン店は対象外

【取扱機関】 経済部産業振興課 TEL 01654-3-2111



■ 下 川 町 ■

人材育成事業 人材育成

事業内容	企業、中小企業、大学校等で実施する研修、中小企業振興のための研修会の開催 資格取得及び人材募集
補助基準	1/2 以内 上限金額 50 万円（ただし人材募集については 2/3 以内 上限額 80 万円）
対象経費	旅費、手数料、消耗品費、受講料
補助対象者	下川町の中小企業者、中小企業団体、経済団体等

【取扱機関】 産業振興課 TEL 01655-4-2511

【詳しくは各市町村の取扱機関へお問合せください】

市町村の雇用に係る支援施策のご案内

人材確保・育成への支援施策

■ 美 深 町 ■



商工業担い手支援事業 人材育成奨励金

事業内容	小規模事業者の事業運営に必要な人材（技術者・資格者）の育成と確保を図るため、新たに雇用する正規職員の経費に対し補助する（親族除く）
補助基準	事前に小規模事業者の認定が必要 月額給料の 1/2 以内（限度額 8 万円） 支給期間は雇用開始から 24 カ月以内 新規就業者は 16 歳以上 42 歳以下で、町内に住所を有すること
補助対象者	小規模事業者（親族は除く）

商工業担い手支援事業 研修調査助成金

事業内容	事業経営に必要な技術の習得、販路拡大等の支援として研修費に対し助成する（人材育成奨励金対象者は除く）
補助基準	事前に小規模事業者の認定が必要 研修費の 2/3 以内（1 事業者限度額 100 万円） 対象経費は旅費、研修負担金など
補助対象者	事業承継者、新規開業者、事業承継予定者、新規開業予定者、異業種進出者、小規模事業者

【取扱機関】企画商工観光課経済産業グループ TEL 01656-2-1645

■ 音 威 子 府 村 ■



人材育成・人材確保事業

事業内容	事業所が負担している村内への移住者の引っ越し費用を補助する
補助基準	2/3 以内 限度額 5 万円（1 事業者年 1 回まで、1 年以上雇用を継続する者に限る）
補助対象者	村税完納者で、村内に独立した事務所及び事業所を有する者で北海道信用保証協会が定める信用保証対象業種であり、音威子府村商工会の会員で経営指導を受けている者

人材育成・人材確保事業

事業内容	中小企業や新規開業者等が村内外で行う経営者及び従業員の研修等の費用
補助基準	2/3 以内 限度額 20 万円
補助対象者	村税完納者で、村内に独立した事務所及び事業所を有する者で北海道信用保証協会が定める信用保証対象業種であり、音威子府村商工会の会員で経営指導を受けている者

【取扱機関】経済課産業振興室 TEL 01656-5-3313

■ 中 川 町 ■



人材育成奨励金

事業内容	中小企業者、小規模事業者の事業経営に必要な人材（技術者・資格者）の育成と確保を図るため、事業者が新たに雇用する新規就業者の経費に対し補助する
補助基準	月額給料の 1/2 以内 1 カ月限度額 8 万円 雇用開始時から 24 カ月以内
補助対象者	中川町において商工業を営む中小企業者、小規模事業者で経営の維持・向上を図る目的で事業計画が認められた者

技術実習助成金

事業内容	事業経営に必要な技術を習得するため、実習期間内にかかる経費に対し補助する
補助基準	月額 10 万円以内 予定者と認定され実習開始から 12 カ月以内
補助対象者	中川町において新たに商工業の事業を開始する予定の者として認められた者

【取扱機関】地域振興課商工観光係 TEL 01656-7-2811

【詳しくは各市町村の取扱機関へお問合せください】

名寄地区通年雇用促進協議会事業案内

事業所対象

通年雇用支援セミナー 参加無料

雇用を取り巻く状況や人材育成等に関するセミナーを開催します

実施時期：令和7年12月予定



求人開拓・連絡調整事業

季節労働者を通年雇用化するための助成金等を紹介するリーフレットを配付します
また、雇用促進支援員が事業所を訪問させていただき、要望などの情報収集を行います



実施時期：随時

通年雇用支援事業周知・広告事業

通年雇用促進支援事業に関するリーフレットを配付します
また、地元ラジオ局により事業案内を行います



実施時期：令和7年6月から

新分野活用提案事業 受講無料

様々な分野で進むドローンの利活用を法規制の基礎知識と操作体験及び事業活用に向けた技術習得を目指すセミナーを開催します

実施時期：令和7年10月予定



通年雇用化実態調査事業

季節労働者を雇用している事業所にアンケートを送付し、状況等を調査します

実施時期：令和7年7月予定

ご協力をお願いします



季節労働者対象の事業

- 通年雇用化技能講習支援事業
- 季節労働者資格取得支援事業
- 特別教育・安全衛生教育講習助成事業など



ご活用ください

事業所の皆様のご理解・ご協力をお願いします



季節労働者を雇用していない一般業種の事業主の皆さんにも季節労働者の通年での雇入れ等、通年雇用に関してご理解とご協力をお願いします

季節労働者対象

- ・受講には登録が必要です・就労中・離職中どちらでも受講、助成の対象となります
- ・詳しくは名寄地区通年雇用促進協議会へお問合せください

人材育成セミナー

参加無料

通年就労に必要な知識等に関するセミナーを開催します

実施時期：令和8年2月～3月予定

※パソコン講習、技能講習等を受講する方はセミナー受講が必要です

人材育成
セミナー



通年雇用化実態調査事業

ハローワークなよで雇用保険特例受給資格者証の手続きの際にアンケート用紙を配付し、状況等を調査します

実施時期：令和7年10月～

実態調査

ご協力をお願いします



通年雇用化技能講習支援事業

受講料無料

車両系建設機械(整地等)・(解体用)・玉掛け・小型移動式クレーン・高所作業車・不整地運搬車・フォークリフト・ガス溶接など

実施時期：①旭川出張所 → 一年を通して受講可能

②名寄会場 → 随時(ホームページにてお知らせ)



通年雇用化職種転換支援事業

受講料無料

パソコン講習(基礎・応用)

実施時期：令和7年6月～

今年度より個別講習スタート!

自分のレベルにあった内容で学べます!

資格取得事前講習支援事業

受講料無料

危険物取扱者(乙種第4類)の
資格取得試験事前講習

実施時期：令和7年9月中旬予定

出題難易度の高い項目の重点的整理・試験勉強のコツ・出題傾向を踏まえた模擬試験など、効果の高い講習を行います。

季節労働者資格取得支援事業

準中型・大型・大型特殊免許等の資格取得対象
経費の5割の助成をします
(予算がなくなり次第終了)

助成上限166,666円



特別教育・安全衛生教育講習助成事業

受講料無料

特別教育：締固め(ローラー)
アーク溶接
伐木(チェーンソー)
フルハーネス

安全教育：刈払機



実施時期：①旭川出張所 → 一年を通して受講可能

②名寄会場 → 随時(ホームページにてお知らせ)

名寄地区通年雇用促進協議会は

国(厚生労働省)・北海道・市町村(名寄市、下川町、美深町、音威子府村、中川町)からの支援を受け、5市町村の経済団体、建設業団体、労働組合連合会で構成されており、この5市町村に在住する季節労働者の方の通年雇用化を推進するための協議会です

- 北海道上川総合振興局
- 名寄市
- 下川町
- 美深町
- 音威子府村
- 中川町
- 名寄商工会議所
- 風連商工会
- 下川町商工会
- 美深町商工会
- 音威子府村商工会
- 中川町商工会
- 名寄建設業会
- 風連建設業協会
- 下川町建設業協会
- 美深町建設業協会
- 音威子府村建設業協会
- 中川町建設業協会
- 連合北海道名寄地区連合会